

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成26年9月4日(2014.9.4)

【公開番号】特開2013-32885(P2013-32885A)

【公開日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-008

【出願番号】特願2011-169578(P2011-169578)

【国際特許分類】

F 24 H 1/00 (2006.01)

【F I】

F 24 H 1/00 621 A

F 24 H 1/00 H

F 24 H 1/00 J

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月18日(2014.7.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

屋外に設置され、商用電源の電力の給電を受けた状態で、屋内に供給する熱媒体を燃焼熱により加熱する熱源機と、該熱源機の運転操作を行うために屋内に設置されるリモコンユニットとを備える熱源装置であって、

前記熱源機に搭載された太陽電池と、

該太陽電池の発電電力が充電されるように該太陽電池に接続されており、前記商用電源の電力の代用として熱源機の運転を行わせるための電力を貯蔵する蓄電器と、

前記蓄電器の蓄電量を観測する蓄電量観測手段と、

前記商用電源の停電時に、該蓄電量観測手段により観測された前記蓄電器の蓄電量に応じた報知を、前記リモコンユニットに設けられた報知器を介して行なう報知制御手段とを備えることを特徴とする熱源装置。

【請求項2】

請求項1記載の熱源装置において、

前記報知制御手段は、前記商用電源の停電時に、前記蓄電器の蓄電量が、該蓄電器の電力によって熱源機の運転を行い得る蓄電量であるか否かを判断し、該判断結果が肯定的である場合と否定的である場合とのうちの少なくともいずれか一方の場合にその旨を報知する手段を有することを特徴とする熱源装置。

【請求項3】

請求項1又は2記載の熱源装置において、

前記報知制御手段は、前記商用電源の停電時における熱源機の運転開始後に、前記蓄電器の蓄電量が、該蓄電器の電力によって熱源機の運転を行なうことが可能な限界の蓄電量の直前の蓄電量であるか否かを判断し、該判断結果が肯定的である場合と否定的である場合とのうちの少なくともいずれか一方の場合にその旨を報知する手段を有することを特徴とする熱源装置。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか1項に記載の熱源装置において、

前記商用電源の非停電時に、前記蓄電量観測手段により観測された前記蓄電器の蓄電量

に応じて、熱源機の運転を行なうために使用する電源電力を、前記商用電源の電力と前記蓄電器との電力とのうちの一方から他方に切替える電源電力切替手段をさらに備えていることを特徴とする熱源装置。

【請求項 5】

請求項 4 記載の熱源装置において、

前記報知制御手段は、熱源機の運転を行なうために使用する電源電力の切替えを行なう場合に、その旨を報知する手段を有することを特徴とする熱源装置。

【請求項 6】

商用電源の電力の給電を受けた状態で、熱媒体を燃焼熱により加熱する熱源機と、該熱源機の運転操作を行うためのリモコンユニットとを備える熱源装置であって、

前記商用電源の電力の代用として熱源機の運転を行わせるための電力を貯蔵する蓄電器と、

前記蓄電器の蓄電量を観測する蓄電量観測手段と、

前記商用電源の停電時に、該蓄電量観測手段により観測された前記蓄電器の蓄電量に応じた報知を、前記リモコンユニットに設けられた報知器を介して行なう報知制御手段とを備えることを特徴とする熱源装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

この第 5 発明によれば、商用電源の非停電時に、ユーザは報知制御手段による報知によって、熱源機の運転が、商用電源の電力を使用して行なわれているか、蓄電器の電力を使用して行なわれているかを認識することができる。このため、ユーザは、熱源装置の節電機能が作動しているか否かを認識することができる。

また、本発明の熱源装置は、商用電源の電力の給電を受けた状態で、熱媒体を燃焼熱により加熱する熱源機と、該熱源機の運転操作を行うためのリモコンユニットとを備える熱源装置であって、前記商用電源の電力の代用として熱源機の運転を行わせるための電力を貯蔵する蓄電器と、前記蓄電器の蓄電量を観測する蓄電量観測手段と、前記商用電源の停電時に、該蓄電量観測手段により観測された前記蓄電器の蓄電量に応じた報知を、前記リモコンユニットに設けられた報知器を介して行なう報知制御手段とを備えることを特徴とする（第 6 発明）。

この第 6 発明によれば、前記商用電源の停電時に、前記蓄電器の蓄電量に応じた報知が、前記リモコンユニットに設けられた報知器を介して行なわれる。この報知によって、第 1 発明と同様に、ユーザは、蓄電器の蓄電量がどのような状態であるか、例えば、熱源機の運転を行い得る程度に十分な蓄電量であるか否か等を屋内において認識することができる。